

論説

Fr y San Martin de la Ascensi nによる軍事行使論について
—長崎・平戸・台湾征服の目的と背景に関する分析と考察—

高橋 裕史*

**Military Project to Conquer Nagasaki, Hirado and Taiwan Proposed
by Fray San Martin de la Ascensi n, O.M.F**

By HIROFUMI TAKAHASHI

The aim of this thesis is to clarify the main purposes and features of a military project offered by Fray San Martin de la Ascensi n to conquer Nagasaki, Hirado and Taiwan. He proposed to conquer them with a view to (1) replacing the Jesuits in ruling and leading the Japanese Christians, (2) obtaining profits from trade with Japanese merchants and (3) utilizing Taiwan as a “junction port” between Manila and Japan, Macao and other regions. Jesuit Visitor Alessandro Valigano naturally refuted Ascensi n’s project directly, making the following claims: (1) Japan belonged to the Demarcaci n of the Portuguese Crown and people, (2) Spaniards from Manila would ruin the profits from the silk trade between Macao and Japan and (3) if the Spaniards conquered Nagasaki or Taiwan, the Japanese people would grow more and more suspicious that missionaries and Christians would commit the crime of conquering Japan with armed forces. Many problems remain to be solved about the complicated connection between Christianity and military matters. In order to find a solution for the “aporia”, we must study and consider thoroughly the logical structure of the “Holy War” in the sixteenth and seventeenth centuries.

1 はじめに

1549年のザビエルの来日以降、イエズス会は半世紀に渡り日本布教を事実上「独占」する。しかしイエズス会による日本布教の占有は、マニラからのフランシスコ会士の日本進出によって崩されることになった。

そのフランシスコ会の日本関係一次史料は当該分野の研究において、十分に有効利用されているとは言い難い。16世紀末のフランシスコ会のほか、17世紀に来日したドミニコ会、アウグスティノ会も加えた、この三托鉢修道会の日本布教に関する史料の総計は、イエズス会のそれよりも圧倒的に少数であることが一因として指摘できよう。

このようなフランシスコ会史料をめぐる状況と制約の中であって、本稿で用いるフラン

* 帝京大学経済学部教授（Professor, Faculty of Economics, Teikyo University）

シスコ会史料は、豊臣政権の末期に来日し、サン・フェリペ号事件に巻き込まれて殉教の栄を与えられた、フライ・サン・マルティン・デ・ラ・アセンシオンの『日本教界のために〔スペイン〕国王陛下が応じる必要のある諸問題に関する報告書』（以下『報告書』と略記）である¹⁾。アセンシオンの『報告書』には国内史料はもとよりイエズス会史料にもないような記述が多岐に渡って見られる²⁾。その中でも本稿では、アセンシオンが展開している日本、台湾に対する武力征服論の内容と目的、背景等に注目し、これまで殆ど論じられることのなかった、フランシスコ会士による武力行使論についての考察を試みたい³⁾。

2 アセンシオンによる軍事行使論の概要

(1) 1596年までの日本キリスト教界の全般的状況

最初に確認しておくべきことは、アセンシオンの来日前後における日本教界が直面し置かれていた情勢である。アセンシオンがマニラを発ち、イエズス会の勢力下にある日本の地を踏んだのは1596年6月のことであり、肥前の名護屋經由で長崎に入った⁴⁾。

この1596年までにおける日本教界は、ザビエルによる日本開教から50年近くが経過し、国内の日本人信者は約27万人、在日イエズス会士も126人を数えていた⁵⁾。この間にはイエズス会東インド巡察師アレッサンドロ・ヴァリニャーノの主導でコレジオとセミナリオが開設され、マカオ＝長崎間の生糸貿易によって布教活動のための財源も確保されていた。またヴァリニャーノの指示によって長崎には大砲諸他の武器が備蓄・配備され、長崎の「要塞」化も行われた。こうした日本教界の発展と伸展の結果、日本の教会行政組織は1580年に「布教区」から「準管区」へと昇格した⁶⁾。さらに1588年には府内司教区が設けられ、マカオ司教区から独立した司教区を形成することが認められた。

華々しい布教成果が挙げられた反面、本能寺の変の煽りで安土城下の教団施設が災禍を被り⁷⁾、1587年には秀吉によって宣教師追放令が發布され、日本のキリスト教世界は大きな衝撃を受けた。そしてサン・フェリペ号事件が発生した、まさにその1596年にアセンシオンが来日して『報告書』の作成に着手するのである。アセンシオンは上述した秀吉

1) アセンシオンの『報告書』については高橋 [2017] 93-94頁；[2019] 155-156頁。

2) その一端は高橋 [2020] 第3章～第6章で取り上げた。

3) 行論の必要性(特に第3節)から高橋 [2017] と部分的に重複せざるを得ない点があることをお断りし併せて御寛恕を請いたい。

4) 高橋 [2017] 93頁。

5) Schütte [1968] pp. 321, 431.

6) 日本の準管区昇格をめぐる諸問題とそのイエズス会における教会行政上の意義については高橋 [1998] 250-251頁。

7) Schütte [1968] pp. 645, 695-696.

からの迫害の原因を、一般的な布教活動とは「著しく異なる」イエズス会士たちの方法、考え、行動律に求め⁸⁾、自らの属するフランシスコ会の日本布教への参入の正当性あるいは合法性を訴えねばならず、その一環として、以下のような軍事行使論を展開することになるのである。

（2）アセンシオンの軍事行使論：長崎、平戸の武装化

まずアセンシオンは、スペインによる軍事力行使の対象となる日本の帰属先について白黒つけることから持論を始めている。その際に彼が持ち出しているのが、ポルトガルとスペインとの間のデマルカシオン概念を明確化し、新発見地の人々の教化と改宗をスペイン国王に推進させる機動力となったとされている⁹⁾、教皇アレキサンデル6世の大勅書であり¹⁰⁾、この結果日本はスペインに帰属するとアセンシオンは主張している¹¹⁾。このような事実を確認した上でアセンシオンは、

スペイン国王はいくつかの港、それも、日本人との取引用の商品を積んでいる、陛下の家臣たちのナウ船が入港する港を真っ先に手に入れなければならない。この目的のために好都合で無くてはならない長崎、平戸や諸他の港である。そしてそれらの港に要塞と稜堡を設け、キリスト教徒と聖職者を防御するために、大砲、弾薬、兵士で防備を固めた艦隊を複数建造しなければならない¹²⁾。

と提言している。長崎と平戸の獲得と武装の目的が、日本人信者と宣教師らの「安全保障」にあったことは、引用史料の最後の文言からも明らかであり、これ以上の論評は不要であろう。しかしこの建言には注目すべき論点がいくつかあるので、以下、順を追って記し考察してみよう。

1つ目の論点は、長崎と並んで平戸がスペイン国王の入手すべき港とされていることである。平戸が日本布教史に登場してくるのはザビエル時代のことである。ザビエルは薩摩から日本での布教を始めたが、領主の島津貴久が徐々に反キリスト教の態度を取り出したため薩摩での布教に見切りをつけ、1550年に平戸での布教を開始した。それと歩調を合わせるかのようにポルトガル船も平戸に入港し始めた。領主の松浦隆信もポルトガル人と

8) Ascención [1973] pp. 645, 695-696.

9) 高瀬 [1977] 12頁。

10) ローマ教皇が発布した各種教書の種類については高橋 [2019] 117-118頁。

11) Ascención [1973] p. 119.

12) Ascención [1973] p. 122.

宣教師を歓迎し、ポルトガル船は1560年代前半まで平戸に集中的に来航した¹³⁾。

しかし松浦隆信の「親」キリスト教の態度はポルトガル船のもたらす「富」が目的であった。そのため平戸とキリスト教との蜜月関係は、隆信によるキリスト教排撃の方針が実行され始めると同時に破綻し、さらに1561年に起こった「宮の前事件」がダメ押しとなり、翌62年にはイエズス会日本布教長コスメ・デ・トーレスの裁断によってポルトガル船と平戸との関係は実質的に断絶し、イエズス会士の平戸布教も撤退を余儀なくされた。

その後、平戸に商船と宣教師が姿を現すのは、フランシスコ会士フアン・ポーブレ、ディエゴ・ベルナルルらが上陸した1584年8月のことである。もちろんこの時も松浦隆信はマニラからの商船誘致を第一義的に考えており、表面的にポーブレたちを歓待したにすぎなかったがゆえに、その後の交渉はほとんど進展することなく終わった。

上述した経緯から明らかなように、イエズス会とポルトガルの二大勢力が撤退して、布教と貿易の空白域になっていた平戸を獲得し、艦隊の建造などで平戸をスペインの軍事力で要塞化することで、平戸をフランシスコ会及びマニラのスペイン人の日本での貿易基地としてだけでなく、軍事基地としても活用することをアセンシオンは図ったものと考えられる。

2つ目の論点であるが、長崎も平戸と同じく要塞化と艦隊配備の対象となっている。しかし長崎は1570年にポルトガル船の入港先として開港され、1580年に領主の大村純忠から日本イエズス会に寄進されて「ポルトガル＝イエズス会の我が国における拠点」¹⁴⁾として機能していたことは、アセンシオンの来日の時点においても変わっていなかった。

このような長崎の状況を考えた場合、長崎を軍事征服してスペイン国王のものとすることは実質的に不可能であったと考えられる。その理由であるが、まず長崎は宣教師追放令と併せて、秀吉の手によってイエズス会の手から取り戻され、公儀の支配がおよぶ御料所、つまり「公領」となっていたからである。秀吉による長崎の公領化は同地が「強い軍備を備え他日完全なポルトガル人の領土と化する」¹⁵⁾ことを秀吉が予見し、またイエズス会が長崎に配備していた大砲その他の武器をそのまま没収するためでもあった。

2つ目の理由であるが、日本イエズス会は宣教師追放令の発布を受けて、長崎に保有していた武器を回収しマカオに転売した¹⁶⁾。また1590年に開催された「第2回日本イエズス

おおまがりとうない
13) 大曲藤内の『大曲記』には「南蛮ノ黒船トテ始テ平戸津ヘ罷着ケレハ唐南蛮ノ宝物ハ年々満々ト参候間京堺ノ商人諸国皆集リ候間西ノ都トソ人ハ申ケル。」という一節があり、平戸の繁栄が確認できる(東京大学史料編纂所架蔵写本)。

14) 高瀬 [2001] 11頁。

15) 岡本 [1974] 635頁。なお引用に際しては旧字体を新字体に改めた。

16) 1590年10月14日付け、長崎発、ヴァリニャーノのイエズス会総長宛て書簡。Archivum Romanum

会全体協議会」では教団による武器の調達や保有を禁止すべきことが決定され、ヴァリニャーノもそれを是とする裁決を下している¹⁷⁾。以上の諸点から、アセンシオンが来日した当時の長崎には、イエズス会が調達・配備した武器類は残存していなかった蓋然性が高い筈である。また1580～1590年代にかけてのスペイン治下のフィリピンには、日本教界に援軍を供給するだけの軍事力にも欠けていた¹⁸⁾。従って、アセンシオンが仮に長崎に残存している、イエズス会経由で調達された武器類を利用し、フィリピンから援軍を導入して長崎を攻略しようとしても、その前提となる条件がそもそも欠けていたので、長崎制圧の実行可能性は極めて低かったと言わざるを得ないのである。

ここまでの考察から3つ目の論点でもある、一つの疑問が生じざるを得ない。アセンシオンの長崎と平戸征服の提言は、その実現が不可能であることを知らずに為されたものなのか、それとも知った上で為されたものなのか、という疑問である。

まずアセンシオンが「知らなかった」ということであれば、彼はあくまでも長崎と平戸の軍事攻略と征服が可能であると思い込んでいた訳であって、それをスペイン国王に提言したとしても、何ら不思議ではない。しかし「知っていた」ということであるならば話は別であり、実現可能性が極めて低いにもかかわらず、何故、彼は長崎と平戸両地の軍事攻略と要塞化を声高に訴えているのであろうか。

第一に考えられることは日本の帰属問題との関係である。アセンシオンは日本がスペインの征服領域に帰属すると断言している¹⁹⁾。さらに彼は自説への有力な論拠として、3人のローマ教皇勅書を持ち出して議論を展開している。

まず1人目のローマ教皇はアレキサンデル6世で、同教皇は東西両インドでの改宗の権利を大勅書（1493年5月～9月の「アレキサンデルの大勅書」の名で知られている一連の大勅書のこと）の中でスペイン国王に認めている、とアセンシオンは記している²⁰⁾。2人目はシクストゥス5世で、アセンシオンは同教皇の勅書「*Dum ad uberes fructus*」（1586年11月15日付けで発布）を持ち出し、同教皇自ら日本がスペインの支配権に組み込まれている旨名明言している、と主張する²¹⁾。3人目はイエズス会の創設を公認したパウルス3世である。すなわち、パウルス3世が1544年1月13日付けで教皇任意令「*Ex debito pastoralis officii*」を発布し、スペインの布教保護権下にある、ヌエバ・エスパーニャの托鉢修道会

Societatis Iesu, Jap. Sin. 11-II, f. 235v.

17) Alvarez-Taladriz [1954] pp. 649-650.

18) 高瀬 [1977] 105-106頁。

19) Ascención [1973] p. 119.

20) Ascención [1973] p. 91.

21) Ascención [1973] p. 93.

士らが「教皇聖下の代理及び使節」として、東西両インド全域はもとより全ての既発見地と未発見地での宣教改宗活動を行なうことを認可した、とアセンシオンは述べている²²⁾。

日本を含む東半球の帰属をめぐるデマルカシオンが、ポルトガルとスペイン両国の力関係で処理され、利害関係によってデマルカシオンの包摂領域に関する解釈が変更されていたことは、夙に指摘されている²³⁾。またこのようなデマルカシオンの領域規定の曖昧さは、所謂「早い者勝ち」の論理による「占有権」の確立という考え方を成り立たせていた節がある。一例を挙げると、1576年10月30日付け、ショラン発のイエズス会総長宛ての書簡で、ヴァリニャーノは非常に興味深い考えを開陳している。

日本にいるパードレがポルトガル人なのかスペイン人なのか、ということは余り重要ではない。…しかし日本を最初に征服したのがスペイン人であるならば、たとえ〔日本にいる〕我々パードレ全員がポルトガル人であっても、スペイン人が日本の支配者とならざるを得ない。反対に、最初に日本を征服したのがポルトガル人であるならば、〔日本にいる〕パードレ全員がスペイン人であっても、ポルトガル人が日本の支配者にならざるを得ないのである²⁴⁾。

ヴァリニャーノが示したこの考えは、デマルカシオンや教皇勅書の規定が有する法的効力ではなく、とどのつまり「早い者勝ち」の論理が、日本に対する事実上の、そしてまた実質的な支配権を決定することを明示している。言い換えれば、教皇の権威よりも、どちらが先に実効支配を布いているか、という現実の政治力学の方が、日本の帰属先をめぐる問題に片をつける上では、有効な指標として認識されていたと考えられる。

次に平戸征服の提言の理由として考えられることは、フィリピンのスペイン勢力による周辺地域への軍事進出との関連性の問題である。高瀬弘一郎氏が明らかにしたところによると、スペイン国王は、中国布教が平和的手段では実行し得ないため、武力を用いて強制改宗することを算段していたという²⁵⁾。また当のアセンシオン自身もこの問題に関しては、

歴代のスペイン国王には、シナで福音を宣布するという、この上なく厳しい義務がある。すなわち、有能な聖職者を派遣し、あらゆる手段を介してインド全域同様、シナ

22) Ascención [1973] p. 92.

23) 高瀬 [1977] 21-31 頁。

24) Archivum Romanum Societatis Iesu, Jap. Sin. 8-I, f. 36v.

25) 高瀬 [1977] 84-100 頁。

の改宗に努め、改宗に必要なあらゆる方法を講じなければならないのである。従って、スペイン国王には、あらゆる障碍を取り除く権力と権威があるのである²⁶⁾。

と書いているように、スペイン国王に課された中国に対する武力改宗の責務と、万難を排したその実行の必要性を認めている。

中国に対する武力行使には、日本の側からも軍隊その他の援助を行う用意があるとの意思表示が、フィリピンのスペイン人に為されていたこと、またその際には平戸の松浦氏などからの軍事援助が期待出来たことも、高瀬氏の研究によって明らかにされている²⁷⁾。

しかし先述したように、松浦氏の「親」キリスト教の姿勢と方針は、マニラからの商船誘致以外の何物ではなかった。そのため、マニラからの商船誘致が暗礁に乗り上げれば、松浦氏からの軍事援助は砂上の楼閣に等しく、その実現可能性はほぼ皆無にならざる得なくなる。中国への武力行使の途上にそのようなことが起これば、当然、中国征服はもとより武力改宗も大きな影響を被ることは避けられない。このような事態を回避し、予定どおりに対中国武力行使を支障なく実現するには、心変わりの激しい松浦氏が治めている平戸を制圧し、完全にフィリピンのスペイン勢力の支配下に置くことが最善の策となる筈である。そうした上で、マニラから平戸にスペイン兵を送り込み、中国征服の兵站とすることが、平戸征服の目的とされたのではないだろうか。

さらに長崎征服の理由として考えられるのは、長崎をイエズス会とポルトガルの手から奪い取り、フィリピンのフランシスコ会とスペインの拠点とすることであろう。これには2つの目論見があると思われる。1つ目の目論見であるが、それは長崎の持つ「霊的富」の獲得である。長崎はイエズス会の日本布教の拠点として機能し、また大勢の日本人信者が集住するなど、日本における「信仰の理想郷」となっていたことは²⁸⁾、アセンシオンも十分認識していた筈である。そうであるならば、長崎を武力という手段に訴えてでも獲得し、イエズス会に代わってフランシスコ会が長崎という「信仰の理想郷」を手に入れることが、長崎征服の目的の一端であったと考えられまいか。

2つ目の目論見は長崎の「物質的富」の獲得である。フランシスコ会の日本進出に対する日本イエズス会側の否定論の一つが、フランシスコ会士たちは、日本での活動に必要な

26) Ascención [1973] p. 139.

27) 高瀬 [1977] 102-104頁。

28) ヴァリニャーノは長崎には日本布教長が常駐し、ポルトガルの商船が定航しており、大勢の日本人信者もいるので、教団が長崎に「大きな力を注ぎ価値を置いている」と報告している。Valignano [1973] pp. 209, 220；ヴァリニャーノ [2005] 180, 200頁。

経済基盤を確保できない、というものであった²⁹⁾。

日本におけるフランシスコ会の生計手段の脆弱性が、イエズス会で問題視されていた状況下にあつて、イエズス会側の主張を打ち砕くには、イエズス会とポルトガル商船が築き上げていた長崎の物質的富を掌中のものとせねばならない。事実アセンシオンも在日イエズス会士による長崎での商品取引について「イエズス会のパードレたちが日本で手がけている物品は数多く、また契約と協定もたくさんあつて多種多様」³⁰⁾であると記し、イエズス会士らが10万ドゥカド以上もの「巨額の金を扱っている」³¹⁾と認識している。従つて、長崎がもたらす莫大な富をフランシスコ会のものとするために、長崎征服を勘案したとしても、当然の発想と言えよう。

(3) アセンシオンの軍事行使論：台湾の武力征服

アセンシオンは台湾に対する征服と獲得という、注目すべき軍事提言をしている。関係個所を訳出してみよう。

国王陛下がマニラ総督に台湾諸島を攻略するよう命じられることは必要であり、誠に当然でもある。かの島は日本からマニラ、マルコ、マカオ、カンボジア、コチンシナ、シャム、マラッカ、それにあらゆる島嶼から大陸への航程に位置し、また日本の海は非常に荒れ狂うので、一般にナウ船は同島に來航して投錨するからである。…この台湾島は、シナの県であるチンチェオ〔漳州〕から30レグアの所に位置し、日本からは8日の航程にある。それゆえ同島は、日本とシナの様々な取引には不可欠の要なのである。台湾島に要塞を一つ設けて守備兵を置けば、今後、割り当てられるであろうエンコミエンダと、ヌエバ・エスパーニャに派遣されるであろうナウ船一隻とで、同島の維持は可能となろう³²⁾。

上に紹介したアセンシオンの台湾征服論の要点をまとめてみる。まず前半部であるが、アセンシオンは、台湾が日本を始めアジア諸地域へ放射線状に航路を設定できる、いわば「ハブ港」としての位置と機能を有していること、日本近海への航海途上での暴風を回避するための避難地としても有用であること、この2点に注目して台湾の軍事攻略を説い

29) 高橋 [2019] 87頁。

30) Ascención [1973] p. 72.

31) Ascención [1973] p. 72.

32) Ascención [1973] pp. 140, 142.

ていることが判明する。次に後段の記述では日本と明からさほど離れていないがゆえに、台湾は日明交易の要であり、だからこそ台湾の武力征服が必要との見解が披歴されている。ではなにゆえ、アセンシオンは上述した論点に着目しているのだろうか。この点を踏まえて、アセンシオンの台湾征服提言の背景と目論見について考察を進めて行きたい。

最初に押さえておくべき論点は、アセンシオンの『報告書』が執筆された当時の台湾をめぐる状況である。台湾は16世紀までは歴史の表舞台に登場することは殆どなかったが、明の末期になってポルトガル、スペイン、オランダ等の西欧列強の関心を惹くことになった。その要因として指摘できるのは、台湾が明の近くに位置しているという地理的特性であった³³⁾。その台湾の地理的特性をアセンシオンは「日本とシナの様々な取引には不可欠の要」という姿に置換している。ではアセンシオンは、どのような理由あるいは判断から、台湾をそのように位置づけたのだろうか。

台湾がその当時、“美しい島”を意味する「フォルモサ Formosa」という名を冠せられ知られていたことは周知のことであろう³⁴⁾。台湾には中国その他の地域から様々な物資が集散し、同島との取引は大きな貿易利潤をもたらすため、ポルトガル、スペイン、オランダ（オランダの場合は17世紀に入ってから本格化する）の西欧列強諸国は台湾征服を画策し始めるのだった。アセンシオンの台湾征服論は、旧来からの台湾をめぐる列強との競合関係の歴史を念頭に提言されたものであろう。

次に日本とマニラとの通商関係の問題の側面から、アセンシオンの台湾征服論を考察しなければならない。フランシスコ会のペドロ・パウティスタらが来日した1593年の段階では、日本とマニラのスペイン人との取引は隆盛を見ていなかった。ところが1590年代末から17世紀の初頭にかけて、日本とマニラとの通商が活発化し始める。その結果、本節（2）で記したように、イエズス会とポルトガルの規模とは言えないまでも、日本＝マニラ間の通商関係が確実に進展し出すことになった。この事実を踏まえると、アセンシオンの台湾征服建言の意図は、日本への航海の途上で暴風雨に遭遇した際の避難港として獲得し、また「台湾の富」を対日通商の貿易品に加える狙いもあったと考えられる。

ここまでアセンシオンによる台湾征服の目的を、経済的側面に絞って考察してきたが、これとは別に秀吉による台湾への威嚇外交の文脈からも考察を続ける必要がある。

33) 箭内 [1966] 431 頁。

34) ポルトガルの地図に台湾と思われる島が出現するのは16世紀半ば頃のこと、1554年のローボ・オーメンの世界図に「フレモーザ島」として現れている。文献では1564年7月、フランシスコ・ベレスが中国から日本に向かった際に「フェルモーザ島」と報告したのが最古の例である。以上の記述は中村 [1968] 755 頁に詳しい。

秀吉は1593年11月、台湾に日本への入貢を高圧的な態度で要求した³⁵⁾。しかし当時の台湾には統一的な支配者が存在せず、台湾への入貢要求は計画だけで終わった。秀吉の台湾への入貢要求は世の中に知られるところとなり、フィリピンのスペイン側でも台湾進出を計画するようになった³⁶⁾。当時の台湾に統一的な支配者が「不在」であった事実を考えると、アセンシオンによる台湾征服の狙いには、スペインが征服後の台湾の実行支配者としての地位を獲得することにもあったことは明らかである³⁷⁾。

最後に検討すべき問題は、アセンシオンが台湾へのエンコミエンダ制の導入に言及していることである。エンコミエンダ *encomienda* とは、スペインが新大陸で導入した、植民地先住民を支配するための制度の一つである。この制度はスペイン国王が一定数の先住民をスペイン人入植者に割り当ててその労働力を徴したり、人頭税などの税賦課や賦役を課したりする権利を認める代わりに、先住民を保護してカトリックに改宗させる義務を課すものである。

フィリピンにおけるエンコミエンダ制は、スペイン勢力による占領当初から導入・実施され、新大陸の場合と同様、先住民に対する貢税や労役が課された。過酷な搾取の結果、先住民の逃亡や聖職者からの強硬な抗議などが頻繁に行われたが、エンコミエンダ制による先住民からの貢税は、スペインによるフィリピン支配には欠かせない重要な財源を提供することになった³⁸⁾。

ある地域や島を征服して植民地化することと、それを経営して維持することとは、別次元の問題である。植民地を獲得しても、それを持続的に経営し領有するには、そのための堅固な財政基盤が不可欠となる。列強が触手を伸ばしている台湾の富を独占するだけでは

35) この問題について古くは岩生 [1927] がある。また松田 [1972] は、秀吉のフィリピンに対する威嚇外交の諸相を、イエズス会史料を中心に概観した効著として名高い。なお秀吉の台湾に対する威嚇の入貢要求の姿勢を、外交文書の分析を通して考察した代表的な論考に北島 [1990] がある。

36) フィリピンのスペイン代理総督アントニオ・デ・モルガは「太閤が、チナ沿岸にあってルソンに非常に近く、日本への道中に当たるエルモサ島を占領し、そこに寄港して、マニラに対する戦いをさらにやりやすくしようと考えていることがわかっていたので、総督は海軍の二隻の艦艇を、ドン・フワン・サムディオの指揮のもとに派遣し、この島とそのすべての港、及び島の状態を調査させ、まずこの島を占領するか、あるいは...この島への日本の侵入を阻止させるようにせよと命じた。」と記している（モルガ [1966] 118-119頁）。

37) アセンシオンは「日本人が台湾島を我が物にするならば、マニラ国とかの先住民たちの全面的な破滅となる。」（Ascención [1973] p. 142.）と記し、秀吉軍による台湾侵攻に対して強い危惧の念を表明している。このこともまた、本文で記した台湾の領有権の確立に加えて、秀吉の軍事侵攻よりも先にマニラのスペイン兵による台湾征服の必要性をアセンシオンに痛感させる一因となったと考えられる。

38) モルガは「これら全諸島及びその原住民は、平定された時、初めから王室金庫の必要経費と支出をまかなうために（首都、港及び市や町の居住者は）王室直轄とされると共に各州に特別のエンコミエンダと村落が王室に割り当てられた。…非常に立派なエンコミエンダが全諸島にわたって数多くあり、貢税の額からいっても、その質及び価値からいっても利益をもたらしている。」と記している（モルガ [1966] 374頁）。

なく、キリスト教を広めて先住民を改宗してその信仰を維持して深め、台湾全島を「神の島」にするには、より大きく堅固な財政基盤が求められる。だからこそアセンシオンは、台湾からほど近いスペイン領フィリピンで導入されて成功しているエンコミエンダ制を台湾征服後に導入し、台湾住民をカトリックに改宗することを名目に、彼らに税の賦課や賦役を課し、台湾におけるスペインの経済的権益を確保しようとの目論むに至ったのである。つまりエンコミエンダ制の導入によって、台湾を「第二の新大陸」と化す計画が盛り込まれていたのである。なお、征服後の台湾に要塞を設置して守備兵を配置する、という台湾の軍事経営は長崎の場合と同じ発想であり、特筆すべき真新しさは見られない。

以上、本節ではアセンシオンの長崎、平戸、台湾に対する軍事攻略と征服論を取り上げてきた。これまでの考察をまとめると、次のように論点整理が可能になる。まずアセンシオンの対長崎・平戸軍事攻略の主眼は、駐マニラのスペイン人の対日貿易及びキリスト教関係者を保護すること、つまり経済的目的と宗教的目的にあった。次に長崎を要塞として武器を配するという案は、ヴァリニャーノが自ら『日本布教長規則』の中で指示していた内容と全く同一である³⁹⁾。アセンシオンはイエズス会の長崎軍事経営を把握していたので⁴⁰⁾、イエズス会の方法の有効性を認識し、それをそのまま踏襲することにしたのであろうか。最後に台湾征服論は、支配者不在の同島をスペインが実質支配者として統治し、台湾経由での貿易活動を展開するという、政治的及び経済的目的を背後に構築されたものであった、と理解することができる。

3 スペイン国王とローマ教皇の「高次」の目的

第2節で取り上げたアセンシオンによる長崎・平戸・台湾征服論の目的や背景は上述したとおりである。しかしそれらはあくまでも上記3地域に固有の条件に見合った、あるいは規制されたものであり、現世という地上世界での「ミクロ」な視点での分析である。一方、「マクロ」な視点からアセンシオンの『報告書』を読んでもみると、前節で考察したアセンシオンの武力征服論は、より高次元の形而上的な目的に立脚した提言であることが判明する。その「高次元の目的」とはいかなるものなのか、本節において論じてみよう。

(1) スペイン国王の意図と責務

本稿で取り上げているアセンシオンの軍事征服論は、言うまでもなくスペイン国王に向

39) Alessandro Valignano, *Regimiento para el Superior de Japón ordenado por el Padre Visitador en el mes de junio del año de 1580*, Archivum Romanum Societatis Iesu, Jap. Sin. 8-I, ff. 262-262v.

40) Ascención [1973] p. 124.

けて立論されたものであるが、その軍事征服に関してスペイン国王が有している目的、スペイン国王に課された責務について、アセンシオンはどのように分析をし、また解釈をしているのだろうか。

まずアセンシオンは、スペイン国王による長崎・平戸の征服について、同国王には「日本のキリスト教徒の改宗と保持が委ねられている」⁴¹⁾ ため、日本の改宗に必要な方策を一つ残らず取り、さらに「日本のキリスト教界を庇護し防御できるようにされるならば、スペイン人にとってもこれら〔日本〕の国々の人々にとっても、聖俗双方の利益と進歩が大いに引き出されよう。」⁴²⁾ と述べている。

上に引用した一節から明らかなように、日本のキリスト教化と、その結果、現出することになる日本のキリスト教世界の保持、さらにはそれによって得られるスペイン側の聖俗両面での利益のために、長崎と平戸の軍事征服が必要である、との解釈を示している。聖俗両面の利益とは、フランシスコ会が間よくば、イエズス会に代わって日本のキリスト教世界を牽引する名誉と、長崎貿易から得られる物質的富のことであろう。また引用文中の日本教界に対する「庇護と防御」という部分にも注目したい。この語句を含む一節の文脈から、「庇護と防御」のための軍事力行使が、教会と信仰に加えられる不当な暴力を退けるための正当防衛を前提に立論されたものであると言える。

カトリック信仰の持ち主から見ると、日本は異教国、日本人は異教徒である。当時のスペイン国王やポルトガル国王が十字軍の精神に基づいて、海外布教を展開しようとの強い意志と熱意を有していたことは贅言を要しない。従って、スペイン国王による日本改宗も、「世界の全人類の霊魂救済」⁴³⁾ という「聖なるものにして超自然的な目的」⁴⁴⁾ の一環に組み込まれているのである。

このような壮大な人類救済計画を担わされているからこそスペイン国王には、改宗させた異教徒の信仰を揺るぎないものに保持するだけではなく、「改宗者たちの扶養とキリスト教界の庇護に対する責務」⁴⁵⁾ をも課されているがゆえに、人類救済の途上において「数々の困難、損害、不正を取り除き、改宗者たちを元の宗教に引き戻して嫌悪させようとする暴君たちから護り、その他多くの窮状から救済する」⁴⁶⁾ 責務が自ずと発生する、とアセンシオンは説いているのである。

41) Ascención [1973] p. 131.

42) Ascención [1973] p. 135.

43) Ascención [1973] p. 118.

44) Ascención [1973] p. 118.

45) Ascención [1973] p. 118.

46) Ascención [1973] p. 118.

後半の引用箇所では指摘されている困難や損害などの悪を排除し、暴君から改宗者を護るという行為は、たとえそれが戦闘というレベルのものではなくとも、防御のための武力行使は許される、とする正当戦争の構成要件を満たすものである。従って、アセンシオンが建言している長崎、平戸に対する武力行使論は、既述のように、正当戦争思想を背後に組み立てられたものでもあったと言えよう。

（2）ローマ教皇の意図と責務

アセンシオンの考えるところでは、ローマ教皇は全人類の靈魂を永遠の命へと導く責務をキリストから託された⁴⁷⁾。そして全人類の靈魂に永遠の命を与えるためにも教皇は、未信仰者たちを教会に導き入れ、カトリックを信仰し洗礼を受けるように教導する責務を抱えることになった⁴⁸⁾。そして、この責務が鮮明な形で果たされる契機となったのが、東西両インド世界の発見であった。すなわち東西両インドの人々をキリスト教に導き、キリストの贖いの血によって進歩させること、またそれによって「聖なる信仰と神聖不可侵のキリスト教の拡大と伸展に力を尽くす」⁴⁹⁾ ことであった。その究極的な目的は「全世界の靈魂を一つ残らず救済すること」⁵⁰⁾にある、とアセンシオンは解釈している。

ところが全人類の改宗と靈魂救済という、想像を絶する壮大な企てには、福音の宣布を拒む「反」キリスト教勢力からの暴力だけではなく、宣教師たちを地球の隅々にまで派遣する船団の組織と資金の捻出、また宣教師をはじめとする布教関係者の安全の確保など、数多の困難が横たわっている⁵¹⁾。しかしこれらの、教皇一人では解決の困難な課題が山積していることを理由に、「福音宣布が放棄されてはならない」⁵²⁾ ことは言うまでもない。そこで教皇は自らの「代執行官」としてスペイン国王を選定して上述した問題の解決に当たらせ、宣教と改宗を通して全人類の靈魂救済を実現する道筋を開くことになった⁵³⁾。

このようにローマ教皇は、キリスト及び聖ペテロの「靈的」代執行官の立場から、地球上の全人類の救済計画という壮大な意図を有していたことが、アセンシオンの論述から明らかとなった。また教皇の意を継いだスペイン国王による軍事力の準備や行使も、教皇の向こう側にいるキリストとペテロ、この二人の聖なる存在によって「聖化」されることに

47) Ascención [1973] pp. 112, 113.

48) Ascención [1973] p. 113.

49) Ascención [1973] p. 114.

50) Ascención [1973] p. 115.

51) Ascención [1973] p. 115.

52) Ascención [1973] p. 115.

53) Ascención [1973] p. 115.

なる訳であり、こうした軍事行使の聖なるものへの昇華という位置づけも、聖戦という姿をまとして、武器と戦争の拡散をもたらす要因となり得たのではないだろうか。

4 ヴァリニャーノの反論

イエズス会東インド巡察師のアレッサンドロ・ヴァリニャーノは、アセンシオンの『報告書』で展開されているイエズス会批判や、ヴァリニャーノの立場から見ると、独善的と思われるアセンシオンの自説に対して、1598年1月に『日本とシナのイエズス会のパードレたちを批判するために書き立てられた様々な批判に回答する弁駁書』（以下『弁駁書』と略記）を完成させ逐一反論している⁵⁴⁾。そこで、本節ではアセンシオンが建言している長崎・平戸及び台湾征服計画論に対して、ヴァリニャーノがいかなる論拠等から反論を展開しているのかを『弁駁書』の記述内容から探ってみることにしよう。

(1) 長崎・平戸征服建言への反論

アセンシオンによる長崎と平戸に対する軍事征服計画に対してヴァリニャーノは、日本でのキリスト教の状況や過去におけるイエズス会士の布教史といった、いわばこの両地の個別事情からではなく、ローマ教皇から歴代のスペイン国王に課された職責と権限の側面から反論を展開している。まずヴァリニャーノは、スペイン国王には聖職者を派遣してカトリック信仰を宣布して信仰を受け容れさせ、カトリック信仰を拡大させる義務があることを説く⁵⁵⁾。しかし、そのためにスペイン国王が選択して実行すべき方法についてヴァリニャーノは、

これ〔世界に対する宣教改宗活動〕はできる限り首尾よくかつ穏やかに行わねばならない。…それゆえ、福音は掌中の剣や武装兵を用いて宣布されてはならないし、福音宣布を受け容れようとしない者たちから、直ちに王国を奪い取ってもならない⁵⁶⁾。

と記し、スペイン国王は「穏やかな」方法の採択、換言すれば「剣や武装兵」といった軍事力に訴えてはならない、と強く訴えているのである。ヴァリニャーノが記した「剣や武装兵」が、アセンシオンの提言している長崎と平戸に対する武力征服を比喩的に示唆して

54) 高橋 [2017] 94 頁、また 110 頁の注 (12) を参照されたい。

55) Alessandro Vignano, *Apología en la cual se responde a diversas calumnias que se escribieron contra los Padres de la Compañía de Jesús del Japón y de la China.*, Archivum Romanum Societatis Iesu, Jap. Sin. 41, f. 65.

56) A. Valignano, *Apología*, Jap. Sin. 41, f. 65.

いることは明らかである。

しかしこのヴァリニャーノの発言は、本当に彼の「本心」を吐露したものなのであろうか。ヴァリニャーノは『弁駁書』を完成させる十数年前の1582年12月14日付け、マカオ発のフィリピン総督宛て書簡中で、東洋で行われている征服事業が「主に対する奉仕と大勢の人々の改宗にも大いに役立っており、霊的な側面ばかりか、[スペイン] 国王陛下の王国の世俗的進展にも、少なからず利益となる」⁵⁷⁾ ことを述べているからである。この発言は、ヴァリニャーノが武力による東洋地域の征服行為を、東洋地域におけるキリスト教及びスペインの進展と利益に直結する手段として位置づけていたことを証している。従って、ヴァリニャーノが『弁駁書』の中で論じている「非武力」改宗の訴えは、あくまでもアセンシオンによる長崎・平戸征服計画に対する「反対のための反対」という側面をも併有していると考えられる。

この他にもヴァリニャーノは非常に注目すべき言葉を残している。それは、

不法、罪、不正な戦争その他悪行がいろいろあるとはいえ、これを理由にして異教徒の王国は…戦争や暴力でほかの生き方を強いられもしないのである⁵⁸⁾。

という発言である。上に引用した一節に見られる不法、罪、不正、悪行のそれぞれが、具体的に何を指しているのかは不明である。しかし後段に見える「これを理由に異教徒の王国は…強いられない」という文言から考えられるのは、それらの不正や悪行等が、キリスト教の教えや価値観、またヨーロッパの文明や価値観から判断した不正と悪行であることは大過あるまい。

キリスト教やヨーロッパの価値観に反するものは「悪」「野蛮」であり、そのような悪と野蛮はキリスト教を通じて矯正され改善されねばならない、という解釈を論拠にキリスト教「未浸透」の異教地が武力で制圧されて行ったことは、良く知られた事実である⁵⁹⁾。実際、ラス・カサスとバリャドリッド論戦を繰り広げたドミニコ会のフアン・ヒネス・デ・セプールベダは、上述した問題について新大陸の先住民が「キリスト教徒の支配下に入る以前、野蛮な慣習に耽り…思慮分別を弁えず、また、多くの残忍な悪習に染まっていた」⁶⁰⁾ ゆえに、先住民は「人間的で思慮分別を備えた立派な人たちに服従しなければなら

57) Archivo General de Indias, Patronato 24, Ramo 57.

58) A. Valignano, *Apología*, Jap. Sin. 41, f. 65.

59) この問題に関する代表的論著として山内 [2012] ; 松森 [2009] を挙げておく。

60) セプールベダ [1992] 10頁。

ない」⁶¹⁾との見解を示している。

またセプールベダは新大陸の先住民に代表される「野蛮人」の改宗方法には勧告や教育があるが、これは多大な時間を要し労苦も伴うので実効的ではない、という判断を下している⁶²⁾。それに比べてもう1つのものは時間も要せず効率的で、野蛮人にとっても有益な方法であるが、それは「彼らを征服することである」⁶³⁾と述べている。つまりキリスト教の傘下にあるか否かということ、換言すれば「宗教の相違」が武力改宗の正当性の論拠とされていたことになる。

この考え方は、アウグスティヌスの「神の命令による戦争は正当である。bellum justum est, quod imperat Deus」という思想を論拠とするもので、これによって宗教の相違が戦争の正当原因になり得ることが肯定され、キリスト教徒が異教徒に対して行う戦争は、神の命令に基づくものなので、全て正当なものとなった。

異教徒に対する戦争の是非をめぐる問題は、国際法学説史上の重要な問題の一角を構成していた。特に新たにアメリカ大陸のインディオという異教徒が発見されてからは、ドミンゴ・デ・ソトーによって代表される異教徒三分説、すなわち、①キリスト教徒の国の外にあって、彼らの土地を奪い、これに常に害を加えようとする異教徒、②キリスト教徒の国にあって、これに服従する異教徒、③キリスト教徒の国の外にあって、彼らに害を加えることのない異教徒の3つに分け、第一の種類の異教徒に対してのみ戦争を正当に行い得る、とする学説に発展することになる⁶⁴⁾。

しかし宗教改革期以降になると、信仰はその本質として、他から強制され得ないという考えが支配的となり、その結果「異教である」こと、これだけを理由にして戦争に訴えることは許されない、すなわち、宗教の相違は戦争の正当原因とはならない、という論理が支配的となった⁶⁵⁾。

さてアセンシオンは『報告書』の中で、「異教徒である先住民たちは野蛮な連中」で、異教の諸習慣等を棄てるように説得しても「聴く耳を持たない」と述べている⁶⁶⁾。アセンシオンのこうした考えが、先に紹介したセプールベダの思想の系譜に連なるものであることは論を俟たない。一方のヴァリニャーノが、上述した宗教の相違を理由とした武力行使の法的正当性をめぐる問題に全く無知であったとは、法学博士という彼の経歴からして、

61) セプールベダ [1992] 10 頁。

62) セプールベダ [1992] 10 頁。

63) セプールベダ [1992] 33 頁。

64) 伊藤 [1959] 17 頁。

65) 伊藤 [1957] 94 頁；[1959] 15 頁。

66) Ascención [1973] pp. 114-115.

考えにくい。従って、そうしたアセンシオンの発言に対するヴァリニャーノの反論は、キリスト教を未だ信仰していない異教徒であることを理由とした武力行使を否定する、当時の正当戦争の法的思潮を背景に為されたものであろう。

さてヴァリニャーノは、上述してきたものとはまた異なる3つの論点から、アセンシオンの長崎・平戸軍事征服論を論駁している。1つめの論点であるが、アセンシオンの考えでは、スペイン国王による武力の発動は、教皇に代わって布教に伴う困難を排し、新たな改宗者たちの信仰を維持かつ護持するためのものであった⁶⁷⁾。しかしヴァリニャーノはそうしたスペイン国王の責務に関するアセンシオンの見解を、次のように批判している。すなわち、アレキサンデル6世によって歴代のスペイン国王には発見、通商、征服の権利は与えられてはいるものの、新たに発見された地域や国々に対する「直接所有権」は認められてはいないので、教皇の代執行官としてあらゆる事柄を遂行する必要はなく、「この托鉢修道士〔アセンシオン〕が述べているような過大な義務はなく、軽くて程よい義務」⁶⁸⁾だけで十分なのである、という指摘である。ヴァリニャーノは、ローマ教皇はスペイン国王に主権が付随した統治権を与えたのではなく、正当な理由が生じた場合に通商や征服を行える権限と資格を与えたにすぎないので、スペイン国王は非キリスト教国を国王として統治することは出来ない、との解釈を示している⁶⁹⁾。ゆえにスペイン国王は「過大な義務」を免れている、という訳である。

次に2つめの論点であるが、スペイン国王に課された責務とは、福音宣布と靈魂救済において教皇を助けるために「必要かつ適切な聖職者たちを派遣し、彼らに生計に不可欠なものを与える責務」⁷⁰⁾にすぎない。つまり征服地の支配者としての主権までは、教皇によって認められてもいないし与えられてもいない、というのがヴァリニャーノの見解である。従って船団を組織したり兵士を募ったり、また国王主権を発動したりなどの「過大な義務」はスペイン国王にはない、というのがヴァリニャーノの解釈であった。このように、ヴァリニャーノは直接統治権と主権の観点から、スペイン国王には長崎と平戸を武力征服することは出来ないとして、アセンシオンの建言を斥けたのである。

3つ目の論点は1585年1月28日付けで發布され、イエズス会の日本布教独占を事実上認めた、教皇グレゴリウス13世發布の小勅書「*Ex pastorali officio*」との関係である。上述したようにヴァリニャーノは、アレキサンデル6世が發布した勅書によって、歴代のスペイ

67) Ascención [1973] p. 115.

68) A. Valignano, *Apología*, Jap. Sin. 41, f. 65.

69) A. Valignano, *Apología*, Jap. Sin. 41, ff. 62, 62v, 63.

70) A. Valignano, *Apología*, Jap. Sin. 41, f. 62v.

ン国王には発見、通商、征服等の権利があたえられていることは認めている。その一方でヴァリニャーノは「グレゴリウス〔13世〕の小勅書では、これらの事柄については一言も触れられていない」⁷¹⁾と記している。『弁駁書』の中にこの文言を盛り込んだヴァリニャーノの意図は、アレキサンデル6世が認めた発見、通商、征服の権利は、グレゴリウス13世の小勅書にそれらの事柄に関する言及がない以上、実質的に撤回されて法的効力が失効してしまった訳であり、従って、長崎と平戸を征服する以前に、スペイン人がポルトガルのデマルカシオンに包摂されている日本には足を踏み入れることが出来ない、ということを書いてアセンシオンの主張の持つ矛盾と無効性を明らかにすることにあつたと言えよう。

（2）台湾征服建言への反論

本稿第2節で取り上げた、アセンシオンの台湾征服建言に対するヴァリニャーノの反論を見てみよう。まずヴァリニャーノは、スペイン勢力による台湾征服が、ポルトガルの権益にもたらす実利的被害の側面から、アセンシオンの台湾征服論を批判している。

スペイン人たちが台湾島に然るべき港を開くならば、そこにはシナ人らが自分たちの商品をあれこれ売りに行く可能性があるので、このマカオ市は寂れ、ポルトガル人たちがマカオ市で行っている取引もまた失われるだろう⁷²⁾。

この一節から判明するのは、台湾がスペイン勢力の手で征服されてスペイン領となり、マカオ—台湾—マニラの間で「三角貿易」ルートが開かれた場合の、ポルトガルのマカオを拠点とした貿易及びその利益の壊滅的打撃に対するヴァリニャーノの危惧である。この問題についてヴァリニャーノは『弁駁書』の中で、マニラのスペイン人は中国商人からポルトガル商人よりも高値で商品を仕入れる可能性があり、そうなると中国商人は仕入れ値を吊り上げるため、ポルトガル商人は商品を購入できなくなり、「ポルトガル人たちには損害が生じるに違いない」⁷³⁾と指摘している。

従って、スペイン勢力によって台湾が征服されることは、台湾を中継ぎとした新たな貿易圏が誕生し、中国産品も高騰して、ポルトガルの対日本貿易とそこから上がる利潤が減少する恐れがあつたため、ヴァリニャーノはアセンシオンの台湾征服論を論破しなければならなかったのである。

71) A. Valignano, *Apología*, Jap. Sin. 41, f. 66.

72) A. Valignano, *Apología*, Jap. Sin. 41, f. 98v.

73) A. Valignano, *Apología*, Jap. Sin. 41, f. 98v.

次にヴァリニャーノは、デマルカシオンの側面からアセンシオンの台湾征服論についての批判を展開している。ヴァリニャーノの解釈によると、台湾及びその隣接諸地域は「ポルトガルの征服と王室に属している」⁷⁴⁾。またアセンシオンが指摘している日本やマカオもポルトガルの征服下にあるので、「スペイン人がこの台湾島を手に入れることを論じるということは…ポルトガルの征服と王室〔支配〕の中に進出しようとすることで、ポルトガル人に極めて深刻な騒動と動揺を引き起こす」⁷⁵⁾ となる、と表明している。これは東半球がポルトガル国民の征服に属する、との伝統的な解釈に依拠し、歴史のもつ動かしがたい重みを引き合いに出すことで、これまでの東半球における実績によって確定されてきたポルトガルのデマルカシオンの歴史的重みと、その事実を無視したアセンシオンの歴史認識の誤りと浅さを照射し、アセンシオンの台湾征服論が歴史的根拠も正当性も欠く絵空事である、とヴァリニャーノは断罪したかったのであろう⁷⁶⁾。

更にヴァリニャーノは、日本人の「南蛮勢力」による日本征服への疑惑、という観点からもアセンシオンの台湾征服論を批判している。すなわち、日本人や中国人はマニラのスペイン人が多数の土地を征服したことを知っているので、台湾が彼らの手で征服された暁には、ポルトガル人もスペイン国王の命令でスペイン人と一緒になって、日本への征服の企てを行うとの疑いを強めるに違いない、という視点からの批判である⁷⁷⁾。これ以外にもヴァリニャーノは、サン・フェリペ号事件の帰結となった26聖人殉教事件という直近の出来事を引き合いに、アセンシオンの台湾征服建言の無謀性を批判している。

日本では同じ疑いから跣足派の托鉢修道士たちを殺害し、[イエズス会の] パードレたちに日本から出ていくよう命じた関白が、スペイン人たちが台湾島を手に入れようとしていることを知ったならば、日本国内のキリスト教徒全員に〔害を〕為すだろう。また日本人全員も、パードレたちはキリスト教徒たちと手を組み、全力で日本を〔スペイン〕国王陛下に手渡そうとしている、との疑念を一層固めるだろう⁷⁸⁾。

ヴァリニャーノは第1次日本巡察（1579～82年）の際に、日本人の在地領主層を中心として、キリスト教勢力による対日軍事征服への危惧と懸念が共有されていたことを、

74) A. Valignano, *Apología*, Jap. Sin. 41, f. 98.

75) A. Valignano, *Apología*, Jap. Sin. 41, f. 98.

76) 軍事問題と史的正当性については、高橋 [2017] 103-108 頁を参照して頂きたい。

77) A. Valignano, *Apología*, Jap. Sin. 41, f. 98v.

78) A. Valignano, *Apología*, Jap. Sin. 41, f. 98v.

ローマのイエズス会本部に書き送っている⁷⁹⁾。爾来20年ほど経過した時点においても、同じ類^{たぐい}の懸念が日本人の間で「再燃」されるならば、「日本の全キリスト教界に弊害が生じるのは極めて確実なこと」⁸⁰⁾であるため、ヴァリニャーノはアセンシオンが提言した、スペイン人による台湾征服を阻止しなければならなかったのだ。

5 おわりに

本稿ではフランシスコ会士フライ・サン・マルティン・デ・ラ・アセンシオンによる長崎と平戸、そして台湾に対する軍事征服論について考察してきた。豊臣政権時代のカトリック修道会士の対日軍事征服論と言え、これまではその殆どがイエズス会士のそれであった。そうした状況を鑑みると、フランシスコ会士アセンシオンの対日軍事征服論は「異色」であるかもしれない。

しかしそれは史料レベルでの異色性であって、内容的には異色性は余り見られず、イエズス会士のもので大差ないものであったことは明らかである。例えば長崎に対する軍事攻略の目的や武器の配備などは、ヴァリニャーノの『日本布教長規則』の指示内容の域を出るものではない。この2人の傑出した宣教師は同じ時代と環境を共有していたため、立場の違いこそあれ、その思想や発想には軌を一にする部分があったと言えないだろうか。それは2人とも、武力行使の目的を形而下ではポルトガルおよびスペイン両国王の栄光と繁栄に求め、形而上では教皇とイエスを介した魂の永遠なる救済に求め^{もじ}ているからである。「神の命じる戦争は正当である。」というアウグスティヌスの言葉を振るならば、「神のための戦争は正当にして聖なるものである。」ということになる。

この論理は戦争の遂行のために際限なく拡大適用される免罪符として機能したため、戦争の正当要因として宗教が排除されたのだった。戦争・暴力・武器の拡大連鎖と宗教との間の道徳的問いの在り方—この古くて新しいアポリアの出口を見出すためにも、修道会士や神学者らによる「聖なる戦い」の内容や論理の更なる読み解きが求められる。

79) Valignano [1954] p. 147 ; ヴァリニャーノ [1973] 63頁。

80) A. Valignano, *Apologia*, Jap. Sin. 41, f. 98v.

【文献リスト】

- 伊藤不二男 [1957] 「グラティアヌス『教会法』の国際法学説史上の意義」九州大学法学部創立30周年記念論文集『法と政治の研究』所収、有斐閣。
- 伊藤不二男 [1959] 「グラティアヌス『教会法』における正当戦争論の特色」九州大学法政学会『法政研究』第26巻第2号。
- 岩生成一 [1927] 「豊臣秀吉の台湾征伐計画について」『史学雑誌』第38編第8号。
- ヴァリニャーノ、アレッサンドロ [1973] 『日本巡察記』松田毅一・佐久間正・近松洋男訳注（東洋文庫229）、平凡社。
- ヴァリニャーノ、アレッサンドロ [2005] 『東インド巡察記』高橋裕史訳注（東洋文庫734）、平凡社。
- 岡本良知 [1974] 『十六世紀日欧交通史の研究』（ユーラシア叢書3）原書房。
- 北島万次 [1990] 「豊臣政権の対外認識と東アジア世界」同氏著『豊臣政権の対外認識と朝鮮侵略』所収、校倉書房。
- セプールベダ、フアン・ヒネス・デ [1992] 『征服戦争は是か非か』染田秀藤訳（アンソロジー新世界の挑戦11）、岩波書店。
- 高瀬弘一郎 [1977] 『キリシタン時代の研究』岩波書店。
- 高瀬弘一郎 [2001] 『キリシタン時代の文化と諸相』八木書店。
- 高橋裕史 [1998] 「16世紀末におけるインド教界と日本教界」箭内健次編『国際社会の形成と近世日本』所収、日本図書センター。
- 高橋裕史 [2006] 『イエズス会の世界戦略』（選書メチエ372）講談社。
- 高橋裕史 [2017] 「一フランシスコ会士によるローマ教皇の「軍事行使権」論について」明治大学国際武器移転史研究所編『国際武器移転史』第3号。
- 高橋裕史 [2019] 『戦国日本のキリシタン布教論争』勉誠出版。
- 中村孝志 [1968] 「レケオ・ペケーノ」について『リンスホーテン 東方案内記』岩生成一・渋沢元則・中村孝志訳注（大航海時代叢書Ⅷ）、岩波書店。
- 松田毅一 [1972] 『秀吉の南蛮外交』新人物往来社。
- 松森奈津子 [2009] 『野蠻から秩序へ』名古屋大学出版会。
- モルガ、アントニオ・デ [1966] 『モルガ フィリピン諸島誌』箭内健次・神吉敬三訳注（大航海時代叢書Ⅶ）、岩波書店。
- 箭内健次 [1966] 「台湾をめぐる列国の進出」『モルガ フィリピン諸島誌』箭内健次・神吉敬三訳注（大航海時代叢書Ⅶ）、岩波書店。
- 山内進 [2012] 『文明は暴力を超えられるか』筑摩書房。
- Alvarez-Taladriz, José Luis [1954] *Adiciones del Sumario de Japón, Apéndice II.*
- Ascención, Fray San Martin de la [1973] *Relación de las cosas las cosas que es necesario acuda Su Majestad para la Cristiandad de Japón.*, in *Documentos Franciscanos de la Cristiandad de Japón(1593~1597)* ed., por José Luis Alvarez-Taladriz, Osaka.
- Boxer, Charles Ralph [1967] *The Christian Century in Japan 1549-1650*, University of California Press.
- Schütte, Josephus Franciscus [1968] *Introductio ad Historiam Societatis Jesu in Japonia 1549-1650*, Romae.
- Valignano, Alessandro [1954] *Sumario de las cosas de Japón* (1583), ed., por José Luis Alvarez-Taladriz, Tokyo.

Valignano, Alessandro [1973] *Sumario de las cosas que pertenecen a la India Oriental y al gobierno de ella.*, in *Documenta Indica*, vol. XIII ed., Iosephus Wicki, S. J., Romae.

（マニユスクリプト史料）

Archivum Romanum Societatis Iesu, Jap. Sin. 8-I, 11-II, 41.

Archivo General de Indias, Patronato 24.